

②給与支払報告書(総括表)

追加 訂正

給与支払報告書の提出について

郡山市長

太枠内を御記入ください。

年 月 日 提出												指定番号		検印	
1 給与支払者の個人番号又は法人番号												個人番号は右詰めで記入してください。			
郵便番号		〒										2 事業種目			
給与支払者所在地(住所)		(フリガナ)										3 受給者総数		名	
給与支払者の名称又は氏名		代表者の氏名										4 特別徴収(給与差引)		名	
代表者の氏名		印										5 普通徴収(本人納付)		名	
担当者の所属氏名・電話番号		所属 氏名										6 退職者		名	
会計事務所等の名称・電話番号		名称										7 合計(4+5+6)		名	
		電話 内線										8 事業所として他社分給与(前職分)を合算して年末調整していますか?		はい	
		電話 内線												いいえ	

表記の所在地や名称の変更・誤りがありましたら朱書きで訂正してください。

修正

総括表記載上の注意点について

- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を記載してください。
- 「受給者総数」欄には、1月1日現在において給与の支払いをする事業所から給与の支払いを受けている者の総人員を記載してください。
- 「郡山市への報告人員」欄には、郡山市における給与支払報告書(個人別明細書)を提出している者の総人員を記載してください。
- 「年末調整について」欄について、給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に他社分給与(前職等)の記載がない場合は含んでいないものと判断します。
- 市でお送りした総括表以外の様式で提出する場合は、右上の指定番号を記入してください。

- 提出に関する法令
地方税法第317条の6(給与支払報告書等の提出義務)
- 提出するもの
(1) **本総括表**
(該当者がいない場合でも、その旨記載して提出願います。)
(2) **個人別明細書**
※ eLTAXで提出していただく場合、紙の総括表を提出する必要はありません。(指定番号は必ず入力してください。)
※ 作成を会計事務所等へ委託する場合は、本総括表を委託先へお渡ししてください。
- 該当者
令和2年1月1日現在、郡山市に住民登録をしている又は実際に居住している次の者
(1) 令和2年1月1日現在、給与の支払を受けている者で平成31年及び令和元年中に支払われた給与がある者(パート、アルバイトを含む。)
(2) 退職者で平成31年及び令和元年中に支払われた給与がある者
※ 支払い給与総額が30万円以下であっても貴重な課税資料となりますので、提出の御協力をお願いします。
- 普通徴収仕切紙について
普通徴収該当者がいる場合は、この用紙の裏面を「仕切紙」として使用し、必ず特別徴収分と区別して提出してください。
- 提出期限

令和2年1月31日(金)まで

お問合せ先

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市税務部市民税課(市役所西庁舎2階)
電話(024)924-2081
FAX(024)935-5320

仕切紙

特別徴収できない（普通徴収）理由

普通徴収の方がいる場合、下記の該当欄に人数を記入の上、該当する方の給与支払報告書（個人別明細書）をこの仕切紙の後ろに取りまとめてください。

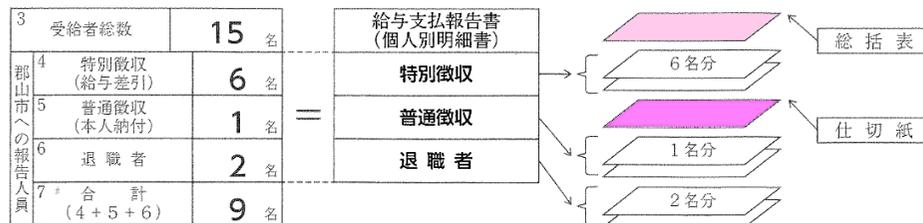
理由区分	特別徴収ができない(普通徴収)理由	人数
A	給与の支払いが不定期	名
B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	名
C	事業専従者(毎月給与支払の場合を除く。)	名
D	毎月の給与が少なく個人住民税を特別徴収しきれない者	名
E	退職予定者(令和2年5月31日時点)	名
F	退職者	名
※合計		名

※総括表報告人員欄の普通徴収者と退職者の合計と一致しているか確認してください。

【重要】

- ・仕切紙がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります。
- ・普通徴収に該当する従業員の摘要欄に、上記理由区分A～Fを記入してください。
- ・普通徴収の方がいる場合、この仕切紙により徴収区分ごとに分類してください。

給与支払報告書の綴り方



給与支払報告書に関するお知らせ

1 マイナンバー（個人番号）の記載について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、平成29年度から給与支払報告書の様式が変更になりました。次の項目について、確認をお願いします。

- (1) 給与等の支払いを受ける者（従業員）の個人番号
- (2) 控除対象配偶者の氏名及び個人番号
- (3) 扶養親族の氏名及び個人番号
- (4) 給与支払者の個人番号又は法人番号

2 電子データによる給与支払報告書の提出について

給与支払者が給与支払報告書及び源泉徴収票を電子的に提出する場合、eLTAXを利用して、給与支払報告書及び源泉徴収票を一括で作成し、提出することが可能です。詳しくは郡山市のウェブサイト又はeLTAX（地方税ポータルシステム）のホームページをご覧ください。

郡山市ウェブサイト <https://www.city.koriyama.lg.jp/>

給与支払報告書については、基準年（前々年）における給与所得の源泉徴収票の税務署への提出枚数が1,000枚以上である場合は、電子データ（eLTAX又は光ディスク等）による提出が義務化されています。なお、**令和3年1月1日以降の提出分**より、提出枚数が**100枚以上**に変更となります。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。